

特定個人情報保護委員会（第19回）議事概要

- 1 日時：平成26年6月10日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

- (1) 議題1：「住民基本台帳に関する事務」に関する特定個人情報保護評価書
記載要領案の概要説明について

地方公共団体情報システム機構から記載要領案の概要について説明があった。

阿部委員から「各市町村や都道府県が今後住民基本台帳に関する事務に係る評価書を作成するに当たり、分かりやすい内容となっている必要があるが、本記載要領を作成するに当たり、工夫した点を教えてほしい」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「仕様等に係る部分で記載要領を示さないと各市町村等で評価書を作成できない点は詳しく記載させていただいた。その他の点についても記載例等ができるだけ多く入れ、各市町村等が記載しやすいよう配慮した」という旨の発言があった。

阿部委員から「各市町村、都道府県からの評価書への記載の仕方に関する問合せにはどのように対応するのか」という旨の発言があり、これに対し地方公共団体情報システム機構から「ホームページにおいて、各市町村、都道府県の住基事務担当者が見られるよう評価書を掲載させていただく。また、随時質問を受け付け速やかに回答する、よくある質問についてはFAQを掲載する等の対応により、各団体が速やかに評価を実施できるよう対応していきたい」という旨の発言があった。

阿部委員から「『リスク対策』について今回力を入れている部分はどこか」という旨の発言があり、これに対し地方公共団体情報システム機構から「住基ネット導入以来、極めて基準の高いリスク対策を実施してきていることを踏まえて記載しており、リスク対策には万全を期していると自負している」という旨の発言があった。

阿部委員から「実際に通知カードを発送する際に家族単位で郵送すると思うが、特にドメスティックバイオレンスに関係する場合など全国で1件でも送り間違えがあると大問題となる。送り間違え等に対するリスク対策はどのように考えているのか」という旨の発言があった。これに対して総務省から「通知カードについては、送付先情報に例えばドメスティックバ

イオレンス等の情報があれば、住民の住所には送らない等の対応をとるようにしたい」という旨の発言があり、阿部委員から「実際にそのような事態が発生すると大変なので、注意深くチェックしていただきたい」との発言があった。

堀部委員長から「通知カードの発送については、確実に届くように総務省としても努力していただきたい」との発言があった。

手塚委員から「市町村CSから都道府県サーバを通じて、地方公共団体情報システム機構の全国サーバに情報が入ってくる場合、市町村CS以降の情報の流れについては、市町村からは把握できないと考えられる。市町村が市町村CS以降の流れについて評価書に記載することはないのか」という旨の発言があった。これに対し地方公共団体情報システム機構から「その部分について、市町村が独自に何かを書き足すことはない」という旨の発言があった。

記載要領案について、了承の手続を進めることとなった。

(2) 議題2：その他について

事務局からデータ保護プライバシー・コミッショナー国際会議への参加について説明があり、同会議にオブザーバーとしての参加を申請することとなった。

事務局から堀部委員長が経済協力開発機構（OECD）の第36回デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会への出席等のため、海外出張することについて説明があった。

以上